

1

2

3

4

# 第五次長野県環境基本計画 (案)

5

6

7

8

9

10

11

12

13

令和4年12月

14

# 目 次

1		
2	<b>第1章 計画の基本的考え方</b>	<b>1</b>
3	1 計画の位置付け	
4	2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進	
5	3 計画の期間	
6	4 計画の対象分野	
7		
8	<b>第2章 環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括</b>	<b>3</b>
9	1 持続可能な社会の構築	
10	2 脱炭素社会の構築	
11	3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
12	4 水環境の保全	
13	5 大気環境等の保全	
14	6 循環型社会の形成	
15		
16	<b>第3章 長野県の将来像</b>	<b>26</b>
17	1 持続可能な社会の構築	
18	2 脱炭素社会の構築	
19	3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
20	4 水環境の保全	
21	5 大気環境等の保全	
22	6 循環型社会の形成	
23		
24	<b>第4章 計画期間中の目標と実施施策</b>	<b>28</b>
25	■基本目標	
26	■実施施策	
27	1 持続可能な社会の構築	
28	2 脱炭素社会の構築	
29	3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
30	4 水環境の保全	
31	5 大気環境等の保全	
32	6 循環型社会の形成	
33	■地域の特性を踏まえた取組の推進	
34	・標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）	
35	・地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）	
36		
37	<b>第5章 計画の推進体制等</b>	<b>64</b>
38	1 計画の推進体制	
39	2 進捗管理と評価	
40	3 計画の見直し	
41		
42		
43		
44		
45		

1	<b>参考資料</b> . . . . .	<b>65</b>
2	1 関連指標一覧	
3	2 用語解説	
4		
5		

## <コラム 目次>

・国際学生ゼロカーボン会議 . . . . .	<b>33</b>
・長野県の伝統食「昆虫食」 . . . . .	<b>33</b>
・カーボンクレジット . . . . .	<b>37</b>
・下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業 . . . . .	<b>39</b>
・ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」 . . . . .	<b>43</b>
・ワンヘルス (One Health) . . . . .	<b>44</b>
・諏訪湖創生ビジョン . . . . .	<b>52</b>
・光害 (ひかりがい) の防止 . . . . .	<b>55</b>
・地域におけるプラスチックスマートの推進 . . . . .	<b>58</b>
・ペットボトルの水平リサイクル . . . . .	<b>59</b>

6  
7

# 第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

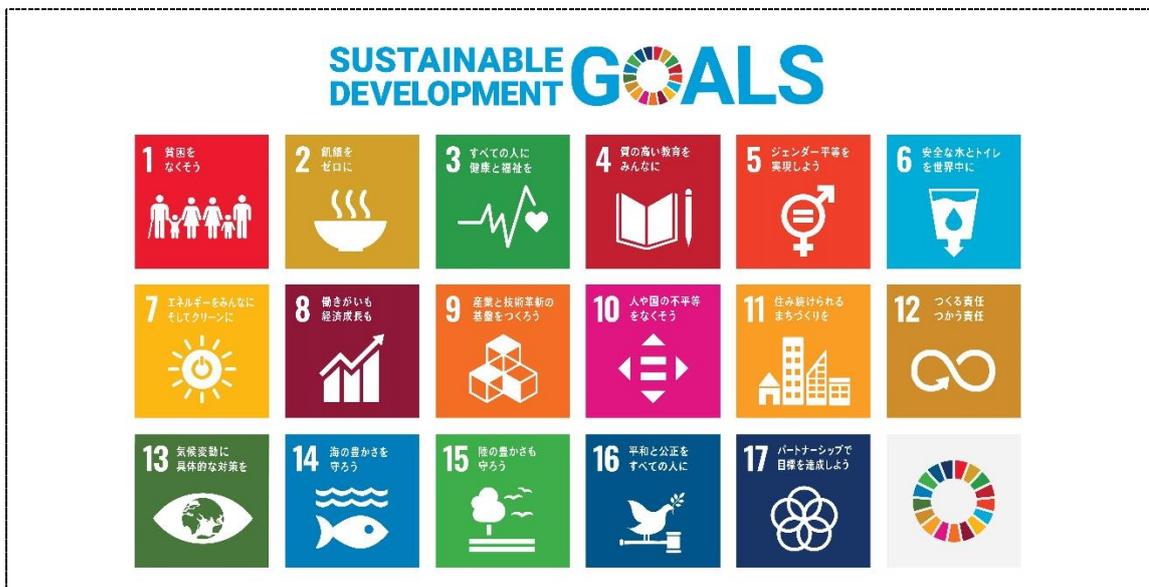
## 1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）」第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）」第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「生物多様性※・自然環境の保全と利用」を「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」第13条の規定による「第二次生物多様性ながの県戦略」として、「水環境の保全」を「長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）」第7条の規定による「第七次長野県水環境保全総合計画」として位置付けます。

(注) 文中で「※」がついた用語は、参考資料に用語解説を掲載

## 2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 2015年（平成27年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。



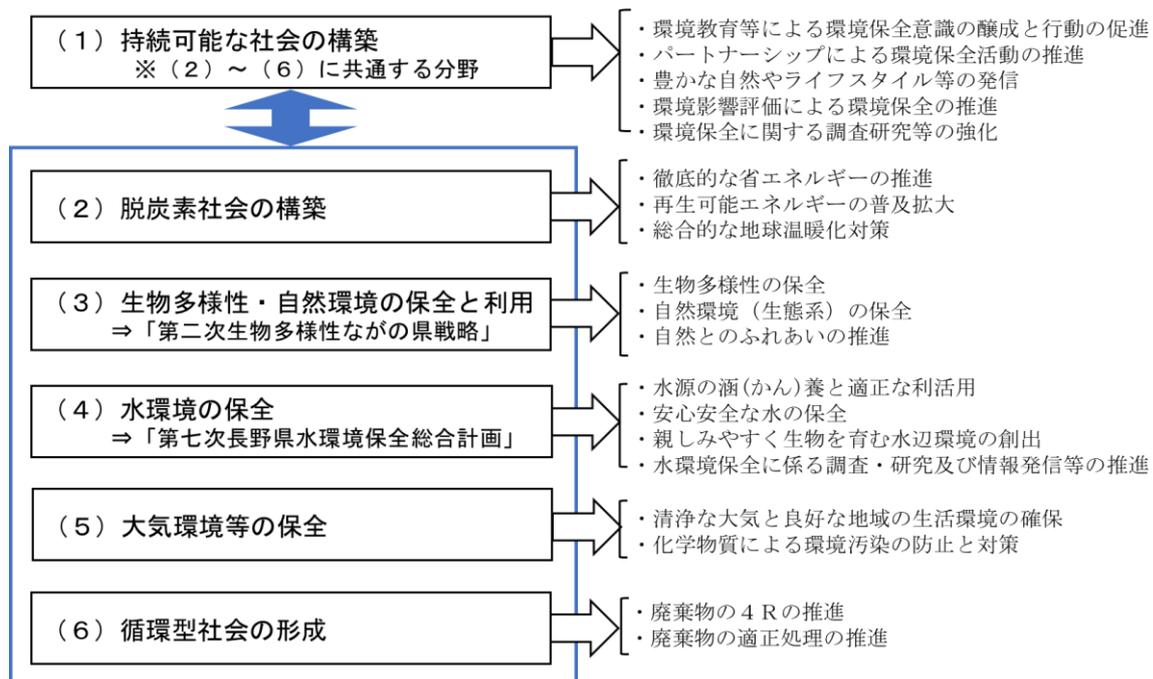
1 ○ 目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体がSD  
2 G sを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、S  
3 DG sは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を  
4 目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取  
5 組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割も求められます。

6  
7 ○ 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や  
8 空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDG sの視点を踏  
9 まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシ  
10 ュにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、  
11 恵まれた環境を最大限に活かして、SDG sの特徴である経済・社会・環境の統合的向  
12 上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

### 14 3 計画の期間

15 ○ 2023年度（令和5年度）を初年度とし、2027年度（令和9年度）を目標年度とする5年  
16 間を対象とします。

### 18 4 計画の対象分野

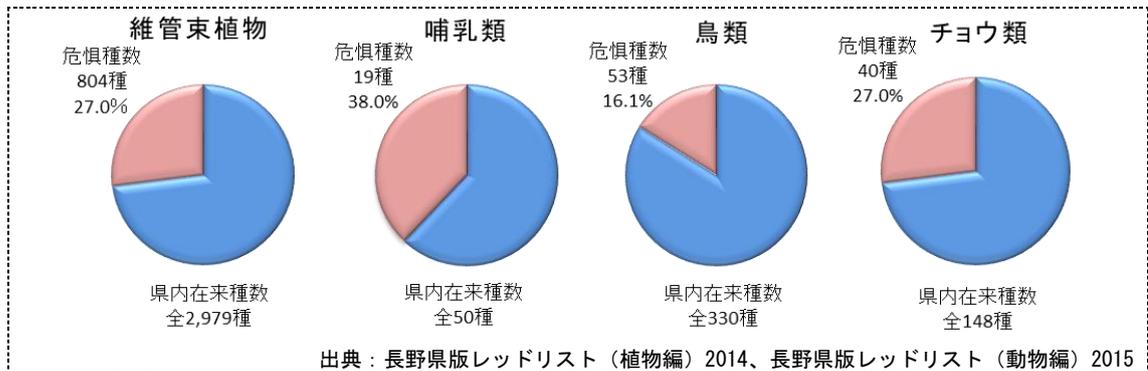


### 3 生物多様性・自然環境の保全と利用

#### (1) 環境をめぐる状況

○ 我が国は世界の中でも保全優先度の高い「生物多様性ホットスポット<sup>\*</sup>」の一つとされており、特に本県は日本の中でも生物多様性の豊かな場所とされています。日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける多様な気候、更には里山や草原といった人の営みによって形成される自然環境により、豊かな生物多様性が培われています。ライチョウや高山植物はそのシンボルともいえる存在です。しかしながら、「開発、過剰な捕獲・採取」、「里山や草原の利用・管理の衰退（ニホンジカの分布拡大など）」、「外来種<sup>\*</sup>の移入・分布拡大、水質の汚濁」、「気候変動の影響」などにより、野生動植物の生息環境が悪化し、本県の生物多様性に危機が及んでいます。2014年（平成26年）から2015年（平成27年）にかけて改訂した「長野県版レッドリスト<sup>\*</sup>」では、絶滅のおそれのある種数（危惧種数）は、維管束植物804種（県内在来2,979種中、27.0%）、脊椎動物で98種（県内在来447種中、21.9%）に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています。

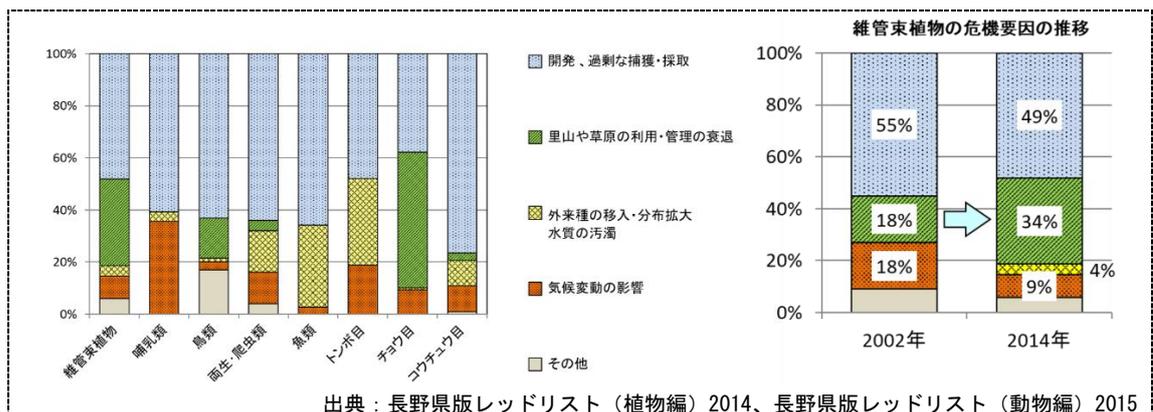
#### 【県内在来種数のうち、危惧種の割合】



○ 里地里山<sup>\*</sup>は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物と信州ならではの暮らしや文化を育む役割を果たしてきました。しかしながら、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や草地、荒廃農地の増加やニホンジカなどの野生鳥獣による被害拡大等によって、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧されています。

また、森林をはじめとした里地里山の適切な利用と管理は、気候変動対策や防災・減災など多様な社会課題の解決に寄与すると期待されており、再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全との両立も重要な課題となっています。

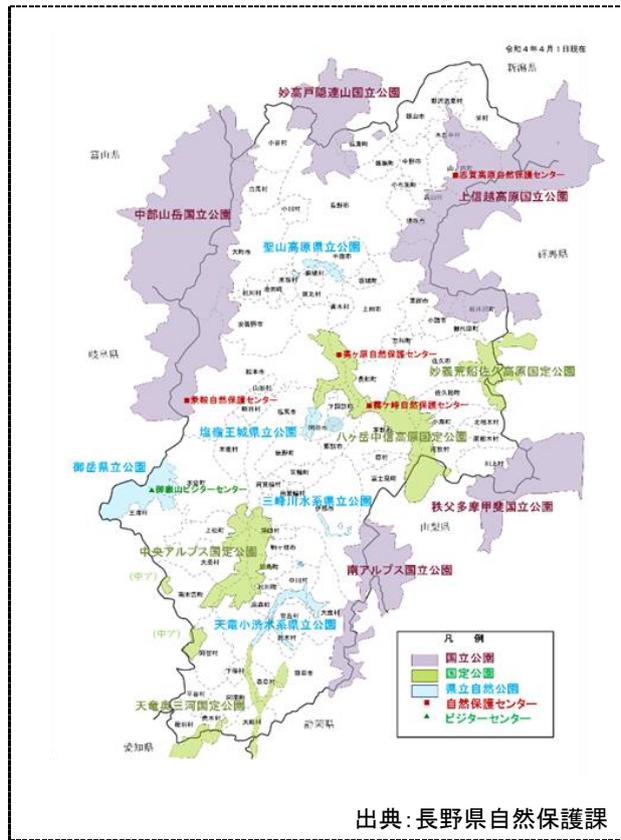
#### 【絶滅のおそれのある種の危機要因】



【県内の自然公園】

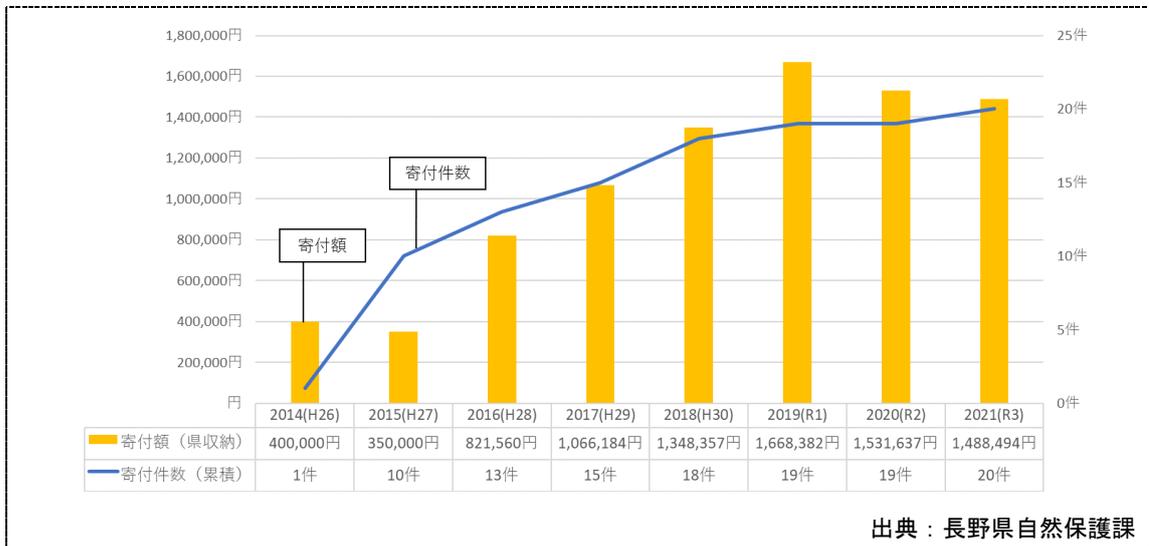
○ 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園※に指定（国立公園5地域、国定公園4地域、県立自然公園5地域）され、面積は全国3番目の広さであり、県土の約21%を占めています。

また、我が国は2030年までに陸域と海域の30%を保全すること（30by30：サステイナビリティ※）を国際約束しており、我が国の山岳・高原を代表する本県の自然環境の特色を踏まえて、この陸域の保全拡大に寄与することが期待されています。自然公園に指定されている区域に加え、指定区域の外にも農地・里山・草原などの生物多様性の豊かな地域が広がっており、そのような地域でも保全と持続可能な利用の両立が望まれます。



○ 山岳・高原の景観に代表される豊かな自然環境とのふれあいを楽しむため、本県には各地から多くの人々が訪れています。しかし、利用の集中する地域では、踏みつけによる植生破壊や、し尿処理などの問題が生じています。他方では、管理や保全活動の担い手が高齢化し、活動の継承が困難になりつつあることも問題となっています。その一方、気候変動などの地球環境問題への社会の意識の高まりを受けて、民間企業等においても自然環境に関心を寄せ、様々な主体が行う自然保護活動への支援が増えています。今後は、既存の活動主体同士をつなぐとともに、新たな担い手の参画やその活動を支える仕組みを構築していくことが期待されています。

【生物多様性保全パートナーシップ協定※等による企業からの支援の推移】



1 (2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

2 ア 主な取組

3 ○ 生物多様性の保全

- 4 ・環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等と連携し、生物多様性の保全において  
5 重要な地域を中心とした科学的な調査・分析を推進しました。  
6 ・社会貢献活動などを目的とした企業や大学などと、資金や人員の提供を軸とした「生  
7 物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、様々な主体との協働による生物多様  
8 性保全の取組を進めました。  
9 ・「長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）」に規定する指定希少  
10 野生動植物のうち県民と協働して保護活動に取り組む種について、保護回復事業計画  
11 の策定及び評価検証を実施しました。  
12 ・信州の生態系や県民の暮らしを脅かす外来種の生態や効率的な防除方法を解説した「長  
13 野県版外来種対策ハンドブック」を作成し、駆除・防除対策の普及啓発を行いました。

14  
15 ○ 自然環境の保全と自然に親しむ機会の充実

- 16 ・市町村、土地所有者、保護・利用関係者等から構成される「県立自然公園地域会議」を  
17 各公園に設置し、関係者との協働により、自然環境の保全と適正な利用を目指した公  
18 園管理を行いました。  
19 ・自然公園における登山道、公衆便所、園地、道標等の整備や老朽化した公園施設（木  
20 道、橋梁、道標等）の改修を実施しました。  
21 ・環境省や県単独の補助制度を活用して山小屋における環境配慮型トイレ<sup>\*</sup>の整備を促進  
22 しました。  
23 ・県内にある5箇所の自然保護センター・ビジターセンターにおいて、植物、地質、気  
24 象、文化（人と自然との共生）等に関する写真パネル・模型の展示や、職員及びボラン  
25 ティアによる自然ガイダンスを実施しました。

26  
27 イ 達成目標の進捗状況

- 28 ○ 「保護回復事業計画の策定及び評価検証数」は2021年度（令和3年度）26種であり、目  
29 標を達成する見込みです。希少野生動植物<sup>\*</sup>の保全に向けて、引き続き計画策定と評価  
30 検証に取り組みます。

- 31  
32 ○ 「自然公園利用者数」は2019年（令和元年）3,819万人と目標を達成しましたが、新型コ  
33 ロナウイルス感染症の影響により激減しました。2021年（令和3年）には2,304万人と若  
34 干回復しましたが、目標達成は困難な見込みです。引き続き自然公園の保護及び適切な  
35 利用の推進、自然体験活動の機会の提供を通じて、自然公園の魅力向上を図ります。

- 36  
37 ○ 「地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積」は増加傾向にあ  
38 りましたが、活動組織の構成員の高齢化による活動の取りやめ等により2021年度（令和  
39 3年度）45,783haに減少し、目標をやや下回る見込みです。活動組織の構成員の高齢化  
40 や書類作成等の事務負担が課題であるため、既存組織の活動継続や新規組織開拓に向け  
41 た取組を行うほか、事務負担軽減を図るため活動組織の広域化や外部団体等への事務委  
42 託を促進し、活動面積の増加を図る必要があります。

- 43  
44 ○ 「民有林の間伐面積」は近年多発する災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた  
45 全国的な素材の受入制限などによる森林整備事業の見合わせから、2018（平成30）～2021  
46 年度（令和3年度）までの累計36,596haであり、目標達成は困難な見込みです。森林の

1 有する多面的機能<sup>\*</sup>の増進を図るため、引き続き計画的な森林整備を進める必要があり  
2 ます。

指標名	基準値	過年度実績		最新実績	達成状況	目標値
保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (2016年度)	23種 (2018年度)	24種 (2019年度)	24種 (2020年度)	26種 (2021年度)	B 29種 (2022年度)
自然公園利用者数	3,607万人 (2016年)	3,706万人 (2018年)	3,819万人 (2019年)	2,289万人 (2020年)	2,304万人 (2021年)	D 3,743万人 (2021年)
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積(交付対象面積)	40,827ha (2016年度)	45,366ha (2018年度)	45,661ha (2019年度)	45,986ha (2020年度)	45,783ha (2021年度)	B 49,800ha (2022年度)
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	10,992ha (2018年度)	20,644ha (2018～2019年度の累計)	29,466ha (2018～2020年度の累計)	36,596ha (2018～2021年度の累計)	C 60,800ha (2018～2022年度の累計)

(注) 自然公園利用者数は暦年の数値

### ウ 参考指標の進捗状況

- 「生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数」は2021年度(令和3年度)62団体であり、企業や団体等における生物多様性保全に関する取組意識の高まりにより着実に増加し、目標を達成する見込みです。引き続き、生物多様性に関する情報発信を行い、企業や団体等の多様な主体との協働による生物多様性保全の取組を推進します。
- 「登山道の要整備箇所の解消数」は2021年度(令和3年度)391箇所であり、計画的な登山道整備支援により着実に増加し、概ね目標を達成する見込みです。国の補助制度の積極的導入と民間企業等の寄付金を活用し、引き続き整備の支援を行う必要があります。
- 「環境配慮型トイレの整備率」は2021年度(令和3年度)85.2%であり着実に増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響が山小屋等事業体の経営を圧迫したことにより、目標達成は困難な見込みです。引き続き整備の支援を行う必要があります。
- 「信州型自然保育(信州やまほいく)認定園数」は2021年度(令和3年度)241園であり、信州型自然保育(信州やまほいく)の普及が進み、概ね順調に増加し、目標を達成する見込みです。引き続き信州やまほいくの魅力や効果をわかりやすく発信し、市町村や未認定園への働きかけを強化する必要があります。
- 「里山整備利用地域の認定数」は森林所有者の合意形成等に時間を要したため、2021年度(令和3年度)102地域の認定に留まっており、目標達成は困難な見込みです。今後は多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進する必要があります。
- 「森林(もり)の里親契約数」はコロナ禍による企業活動の縮小により増加数が鈍化し、2021年度(令和3年度)146件ですが、目標を達成する見込みです。引き続き森林整備を地域と企業で相互に支える仕組みを支援しながら、新たな受入体制の構築を進める必要があります。
- 「国際水準GAP<sup>\*</sup>認証の取得件数」は「食の安全・安心」「環境保全」に対する関心の高まりなどにより取得件数は順調に伸び、2021年度(令和3年度)52件であり、目標を達成しています。引き続きマーケットニーズに応じた国際水準GAP(農業生産工程管理)の認証取得を支援します。

1

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数	30団体 (2016年度)	45団体 (2018年度)	51団体 (2019年度)	57団体 (2020年度)	62団体 (2021年度)	A	65団体 (2022年度)
登山道の要整備箇所の解消数	93箇所 (2016年度)	213箇所 (2018年度)	283箇所 (2019年度)	353箇所 (2020年度)	391箇所 (2021年度)	A	493箇所 (2022年度)
環境配慮型トイレの整備率	80.0% (2016年度)	82.7% (2018年度)	83.4% (2019年度)	85.2% (2020年度)	85.2% (2021年度)	B	88.0% (2022年度)
信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数	152園 (2017年度)	185園 (2018年度)	210園 (2019年度)	226園 (2020年度)	241園 (2021年度)	A	260園 (2022年度)
里山整備利用地域の認定数	5地域 (2016年度)	42地域 (2018年度)	36地域 (2019年度)	98地域 (2020年度)	102地域 (2021年度)	B	150地域 (2022年度)
森林（もり）の里親契約数	126件 (2016年度)	134件 (2018年度)	139件 (2019年度)	142件 (2020年度)	146件 (2021年度)	B	156件 (2022年度)
国際水準GAP認証の取得件数	14件 (2016年度)	28件 (2018年度)	45件 (2019年度)	44件 (2020年度)	52件 (2021年度)	達成	42件 (2022年度)

2

3

## 第4章 計画期間中の目標と実施施策

第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するため、計画の基本目標と5年間（2023～2027年度）に取り組む主な施策を示します。

### ■基本目標

#### 共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし

【参考】第四次長野県環境基本計画の基本目標…「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」

##### （意味）

- |        |   |
|--------|---|
| 共に育み   | … 多様な主体によるパートナーシップの構築   |
| 未来につなぐ | … 持続可能であること   |
| 豊かな自然  | … 長野県が誇る雄大な山々、清浄な水・空気、森林、農村景観、多様な生態系など  |
| 確かな暮らし | … 経済・社会・環境の統合的向上により実現する暮らし（経済が持続的に発展し、誰もが役割を持って活躍するとともに安心して生活でき、豊かな自然環境が保たれていること） |

##### （施策の推進に当たって）

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しています。例えば、森林の整備は、生物多様性の確保や水源の涵養など「環境」の保全にとどまらず、林業の振興など「経済」の発展、森林セラピー<sup>®</sup>による健康づくりや自然体験を通じた豊かな人間性の醸成など「社会」的課題の解決にもつながります。また、食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制やごみ焼却時の温室効果ガスの削減など「環境」への負荷を低減するとともに、廃棄物の処理コストの削減による収益の向上など「経済」的な効果や、フードバンク<sup>\*</sup>を通じた生活困窮者への支援など「社会」的效果も生み出します。

施策の推進に当たっては、こうした点を強く意識し、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、本県の豊かな自然を守り育てるとともに、経済・社会・環境の統合的向上により県民の確かな暮らしを実現し、次の世代に確実に引き継いでいきます。

【文中の（☆）は「マルチベネフィット」を目指す施策を示します。】

# 1 ■ 施策体系

対象分野	大項目	中項目
1 持続可能な社会の構築	(1) 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育・ESDの推進</li> <li>啓発活動の推進</li> </ul>
	(2) パートナーシップによる環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における協働の支援</li> <li>各分野における協働の推進</li> <li>海外との連携・協力</li> </ul>
	(3) 豊かな自然やライフスタイル等の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>信州の魅力発信による移住・交流の促進</li> </ul>
	(4) 環境影響評価による環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価制度の適切な運用</li> <li>公共事業における環境配慮の推進</li> </ul>
	(5) 環境保全に関する調査研究等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に関する調査研究、情報発信の強化</li> <li>調査研究等に必要な体制整備</li> </ul>
2 脱炭素社会の構築	(1) 徹底的な省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化</li> <li>家庭部門におけるエネルギー効率化</li> <li>産業・業務部門におけるエネルギー効率化</li> </ul>
	(2) 再生可能エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域主導型の再生可能エネルギーの促進</li> <li>太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、非木質バイオマス発電、その他の発電</li> <li>熱供給・熱利用</li> <li>再生可能エネルギー利用の促進</li> <li>再生可能エネルギーと地域の調和の促進</li> </ul>
	(3) 総合的な地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業イノベーションの創出支援</li> <li>エンカル消費の促進</li> <li>プラスチックの資源循環等の推進</li> <li>森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進</li> <li>農業生産現場における取組の促進</li> <li>気候危機に向けた連携</li> <li>気候変動への適応</li> </ul>
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	(1) 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な動植物の保全対策</li> <li>外来種対策の推進</li> </ul>
	(2) 自然環境（生態系）の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然が有する多面的な機能の向上と活用</li> <li>持続可能な農林業の推進</li> </ul>
	(3) 自然とのふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理</li> <li>自然公園の整備と利用促進</li> <li>自然体験活動の推進</li> </ul>
4 水環境の保全	(1) 水源の涵（かん）養と適正な利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>水収支の把握</li> <li>地下水の涵（かん）養</li> <li>水源地域の保全</li> <li>水資源の適正な利活用</li> </ul>
	(2) 安心安全な水の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質監視</li> <li>発生源対策</li> <li>河川・湖沼の浄化対策</li> <li>水に関する災害対策</li> </ul>
	(3) 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>親水性に優れた水辺づくり</li> <li>水辺における生態系の保全</li> <li>水辺の環境保全活動等の推進</li> </ul>
	(4) 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境保全に係る調査・研究の推進</li> <li>水環境保全に係る情報発信・学び等の推進</li> </ul>
5 大気環境等の保全	(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気環境の監視等</li> <li>アスベスト（石綿）対策</li> <li>騒音・振動・悪臭の防止</li> <li>光害（ひかりがたい）対策等</li> <li>放射能対策</li> </ul>
	(2) 化学物質による環境汚染の防止と対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類対策</li> <li>その他の化学物質対策</li> </ul>
6 循環型社会の形成	(1) 廃棄物の4Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>4Rの推進</li> <li>地域循環圏等の形成</li> </ul>
	(2) 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の適正処理体制の整備</li> <li>廃棄物の不法投棄等の防止</li> </ul>

2  
3

### 3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【推進標語】「□□□□□ □□□□□□□ □□□□□」



#### 【施策の方向性】

- 希少な野生動植物や固有性の高い種の保護とともに、多様な生物が生息・生育する環境づくりに取り組みます。
- 多様な主体の連携による自然環境の保全・再生活動を推進します。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣被害の防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業を推進します。
- 自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげる取組を推進します。
- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることを認識できるよう、学びとつながりの場を提供します。

#### 【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	生物多様性保全パートナーシップ協定の累積締結件数 [現状の協定数の倍増を目標に設定]
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	県内の自然公園(国立・国定・県立)の年間利用者数 [現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定]
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積(認定面積)	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]

#### (1) 生物多様性の保全

[環境部、林務部]

##### ア 多様な動植物の保全対策

- ・豊かな自然を守るための関心や理解を深める基礎的な指標とするため、「長野県版レッドリスト」について、生息状況や環境の変化を踏まえ、適期に調査を実施して改訂します。
- ・生物多様性の状況について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等とも連携し、科学的な調査・分析により、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域(OECM<sup>※</sup>)の認定に向けた取組を支援します。
- ・県内外の企業等から技術・人材・資金の支援を受けて協働する「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。
- ・県内で活躍する団体・NPO、自然観察インストラクター<sup>※</sup>、希少野生動植物保護監視員<sup>※</sup>や自然保護レンジャー<sup>※</sup>等と連携し、身近な生物の生息状況や生息環境について情報収

- 1 集を行うとともに、危機が及ぶ恐れがある場合には、早急な対策に取り組みます。
- 2 ・生物多様性の重要性や価値を県民や事業者が理解を深められるよう、総合的な情報を広
- 3 く発信する体制を整備し、保全意識を醸成するための普及啓発に取り組みます。
- 4 ・国、市町村、NPO、地域住民、企業、専門家など様々な関係者が連携して生物多様性の保
- 5 全に取り組むため、「信州生物多様性ネット きずな<sup>\*</sup>」と協働して交流の場をつくるとと
- 6 もに、必要な情報提供・助言を行います
- 7 ・「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、種の指定や保護回復事業計画を策定すると
- 8 ともに、計画策定後の評価・検証により、希少野生動植物の保護に取り組みます。

9

10 **イ 外来種対策の推進**

- 11 ・人の健康、生態系、農林水産業に与える影響の大きい外来種を中心に現状を把握し、駆
- 12 除方針の策定や効率的な防除等の対策を推進します。
- 13 ・外来種の生態や駆除技術等の知識を普及し、地域の主体的かつ継続的な駆除活動を国や
- 14 市町村との連携により支援します。
- 15 ・他の県とまたがる高山帯や、県境を越えて移動する外来種対策にあたっては、国・他県と
- 16 の連携のもと効率的な施策を推進します。
- 17 ・工事の緑化の際に、特に環境への配慮を必要とする場所においては、植物の種子を含ま
- 18 ない無種子タイプの資材を用いることにより、周辺に自生する植物の自然侵入と定着を
- 19 促し外来植物による影響を軽減します。

20

21 **【コラム】ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」**

ライチョウは本県の自然豊かな山岳環境の象徴であり、登山者にも人気の鳥です。しかし、2015年（平成27年）の長野県版レッドリストの改訂では、絶滅危険度のランクが上昇しました（絶滅危惧Ⅱ類→ⅠB類）。さらに、地球温暖化の影響により、今世紀末には生息環境がほぼ消滅する可能性があるなど、絶滅の危険性が高まっています。

効果的なライチョウ保護対策を講じるためには、ライチョウの生息状況を正確に把握する必要があります。

生息状況を把握する際は、専門家等による調査だけでなく目撃情報も重要なデータとなることから、県では、登山者をはじめ様々な方から目撃情報を収集できるよう、スマートフォンで手軽に目撃情報を投稿できるアプリ「ライポス」を開発し、運用しています。

投稿された目撃情報は、今後のライチョウ保護対策を検討する上で、重要な基礎データとして活用します。



22

23

## 1 (2) 自然環境（生態系）の保全

2 [企画振興部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部]

### 3 ア 自然が有する多面的な機能の向上と活用

- 4 ・2021年（令和3年）6月のG7サミットで合意された「30by30」の目標に向け、保全地域の把握・掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上等に取り組みます。
- 5
- 6 ・本県の豊かな観光資源でもある草原の環境の維持、再生活動を促進します。(☆)
- 7 ・地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる
- 8 「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進します。
- 9 ・企業によるCSR活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の
- 10 二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献する
- 11 ような仕組みづくり・人づくりを推進します。(☆)
- 12 ・森林セラピー<sup>®</sup>や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、
- 13 NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。
- 14 (☆)
- 15 ・農山村において、棚田やため池などの地域固有の景観の成り立ちを踏まえ、それらを継
- 16 承した整備や維持管理により景観を保全します。
- 17 ・棚田や農業用水路等が有する美しい景観などの魅力を発信するとともに、棚田の保全活
- 18 動を支援し地域の活性化を進めます。(☆)
- 19 ・国土利用計画等の策定にあたっては、生物多様性の保全に配慮する方針を反映します。
- 20 ・都市計画にあたっては、都市計画区域マスタープランに「自然環境形成の観点から必要
- 21 な保全に関する方針」として、生物多様性の保全に配慮する方針を示します。
- 22 ・道路や河川・砂防施設の建設にあたっては、環境に配慮した整備を推進します。
- 23 ・河川の整備などにおいて、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、野生生物の生
- 24 息・生育環境に配慮した整備を行うとともに、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- 25 ・整備の遅れが顕著な集落周辺の里山において森林整備と治山施設整備を一体的に実施し、
- 26 山地災害防止機能を高めるなど災害に強い森林づくりに取り組みます。(☆)
- 27
- 28

### 29 【コラム】ワンヘルス（One Health）

全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症のほか、狂犬病やエボラ出血熱などの人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等がもたらす人と動物との関係性の変化により、元来、野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染するようになったと考えられています。人獣共通感染症が人から人に感染した場合、多くの人々が免疫を持たないため、大規模な世界的流行（パンデミック）となり人類に甚大な危害を及ぼしてきました。

「ワンヘルス（One Health）」とは、「人と動物の健康と、環境の健全性は一つである」という考えです。人と動物(家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わない全ての動物)の健康と、環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり強く影響し合う一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ることが、新たな人獣共通感染症の予防につながると考えられています。

30

31

## 1 イ 持続可能な農林業の推進

### 2 ○農業・農村の振興

- 3 ・産地が取り組む環境にやさしい栽培体系への転換に向けた実証・普及、市町村が主体と
- 4 なり行う有機農業産地づくりに係る取組支援等により、有機農業をはじめとする環境に
- 5 やさしい農業の取組を促進します。
- 6 ・安全安心で持続的な農業につながるGAP（農業生産工程管理）の考え方に基づく農家
- 7 指導等による安全安心な農産物生産や、マーケットニーズに応じた国際水準GAPの認
- 8 証取得を推進します。
- 9 ・地域で古くから伝承されてきた野菜の品種特性や食文化を調査し、「信州の伝統野菜」と
- 10 して選定し、周知と保存、伝承を図ります。
- 11 ・農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域
- 12 ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。
- 13 ・中山間地域で積極的に農業生産活動を行う農業者などの活動を支援するとともに、農業
- 14 生産基盤や生活環境基盤の整備を推進します。
- 15 ・農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に
- 16 基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調
- 17 和に配慮します。
- 18 ・水路や耕作放棄地を含む農地の整備にあたり、市町村、農業者及び地域住民と協議し保
- 19 全体制が整った場合は、ビオトープとしての整備を行います。
- 20 ・地域の協議により、農地については、可能な限り農業上の利用が行われることを基本と
- 21 しつつ、農業上の利用が困難である農地については、保全管理や林地としての適正な利
- 22 用を進めます。

### 24 ○林業の振興

- 25 ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を
- 26 進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- 27 ・森林の多面的な機能を維持し、将来にわたる森林整備が継続できるよう林業に対する労
- 28 働力の確保を進めるとともに、総合的な視野で地域の森林づくりや林業を牽引する人材
- 29 を育成します。(☆)
- 30 ・集落周辺の里山林では、零細な森林所有者が多いため、地元自治会等の協力を得ながら
- 31 施業の集約化を行い、地域のニーズや森林の現況に応じた森林整備を推進します。
- 32 ・災害に強い路網整備を推進するとともに、林道のデジタル情報収集調査を進めます。
- 33 ・県内の豊かな森林資源を活かし、木造住宅や公共建築物、土木用材等への県産材利用を
- 34 進め、家具・木質バイオマス等の様々な用途への利活用を図ります。また、品質や性能
- 35 の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備等を促進しま
- 36 す。(☆)

### 38 ○野生鳥獣による被害抑制

- 39 ・野生鳥獣の生息数の増加や生息地域の拡大に伴う農林業への被害や自然環境への影響を
- 40 軽減するため、実態調査に加え、鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備、防護
- 41 柵の設置や忌避剤<sup>\*</sup>の塗布など地域の実情に応じた被害防除対策に取り組みます。
- 42 ・地域の農林業や自然環境に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、
- 43 広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。
- 44 ・減少している狩猟者の育成・確保を図るため、市町村や猟友会等と協力して、新規狩猟
- 45 者確保のための取組を支援します。
- 46 ・捕獲された野生鳥獣の有効活用を図るため、食肉処理施設の充実に向けた支援等を行う

1 とともに、関係部局連携の下、安全でおいしい信州ジビエ<sup>\*</sup>の供給体制の確保と需要の創  
2 出を図ります。

### 4 (3) 自然とのふれあいの推進

5 [県民文化部、健康福祉部、環境部、観光部、林務部、建設部、教育委員会]

#### 6 ア 自然公園・自然環境保全地域<sup>\*</sup>等の適切な管理

- 7 ・御嶽山の国定公園化や、各県立自然公園における地域会議等による協働型管理運営を進  
8 めるとともに、自然環境の保全が必要な地域として指定されている「自然環境保全地域」  
9 や「郷土環境保全地域<sup>\*</sup>」について、地域に応じた保全活動を推進します。
- 10 ・自然環境の保全のため、自然保護レンジャーによる動植物保護、施設の適正利用等の啓  
11 発や美化活動に取り組みます。

#### 13 イ 自然公園の整備と利用促進

##### 14 ○登山道・トイレ・道標等の整備

- 15 ・美しい豊かな自然環境や風致景観を保全するとともに、保全とのバランスを考慮した適  
16 正かつ質の高い利用環境の整備を進めます。
- 17 ・「山岳の環境保全及び適正利用の方針<sup>\*</sup>」に基づき、山域ごとの行政・山小屋関係者等に  
18 よる連絡調整会議において取組や課題等を共有して、地域の実情に応じ整備が必要な箇  
19 所を中心に登山道の整備を進めます。
- 20 ・山岳環境の保全のため、環境配慮型トイレの普及を進めます。
- 21 ・自然公園の利用増進のため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者等でも利  
22 用しやすい登山道の整備、国際化に対応するための多言語表記の道標の整備を進めます。  
23 (☆)
- 24 ・民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税等を活用し、登山道の整備等を推進すると  
25 ともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。

##### 27 ○自然公園施設の機能強化

- 28 ・自然公園施設（自然保護センター及びビジターセンター）については、従来からの自然環  
29 境の保護と情報発信の機能に加え、指定管理制度の導入等により、効率的な運営を図る  
30 とともに、民間のノウハウを活用し魅力ある体験プログラム提供等を促進します。
- 31 ・自然や文化を学び体験することにより、その価値や大切さが理解され保全につながって  
32 いくことを目指すエコツーリズム<sup>\*</sup>を推進します。(☆)

#### 34 ウ 自然体験活動の推進

- 35 ・里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、  
36 自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育て  
37 ます。
- 38 ・本県の自然環境の価値や魅力を森林における体験活動等により実践的に伝えられる団体  
39 や地域を増やし、全国に長野県を舞台とした自然活動を広げます。
- 40 ・豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児  
41 教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度」  
42 の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。(☆)
- 43 ・森林セラピー<sup>®</sup>や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、  
44 NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。  
45 (☆)
- 46 ・里山や河川敷など地域の身近な自然を活かしたウォーキング・コースや健康イベントの

- 1 紹介等を通じ、地域での体を動かす取組、健康づくりの取組を支援します。(☆)
- 2 ・本県の雄大な自然を活用し、少年自然の家において、様々な年齢の小中学生が野生動植
- 3 物の特徴等についての体験を通じた学びや交流を行う自然体験キャンプを実施すること
- 4 で、子どもたちの自主性や社会性のほか、様々な課題を友と協力しながら乗り越える力
- 5 を育みます。(☆)
- 6 ・県内の豊かな自然環境を活かした「登山」や「スキー」等のアウトドア観光の推進とともに、
- 7 登山などを安全に楽しめるよう、遭難の未然防止を含めた安全登山等の取組を進め
- 8 ます。(☆)
- 9